

皿倉山滑り台あり方検討会議 開催要綱

（目 的）

第1条 複数の怪我が報告された皿倉山滑り台における一連の経緯を確認し、今後のあり方等を検討することを目的に、「皿倉山滑り台あり方検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

（構成員）

第2条 検討会議の構成員は、学識経験のある者等から都市整備局長が選任する。また、構成員の任期は、上記目的を達成するまでの間とする。

（アドバイザー）

第3条 検討会議のアドバイザーは、構成員のほかに検討にあたって専門知識を提供しうる者を都市整備局長が選任する。また、アドバイザーの任期は、上記目的を達成するまでの間とする。

（運 営）

第4条 検討会議の運営は、次のとおりとする。

- （1）検討会議に座長を置き、都市整備局長が指名する者をもって充てる。
- （2）座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- （3）座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- （4）座長に事故がある場合には、都市整備局長が新たに指名する。

（会議の公開）

第5条 検討会議は公開に努めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、検討会議の決定により非公開とすることができる。

- （1）不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合
- （2）その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（会議録等の情報提供）

第6条 検討会議は、その会議録または会議要旨を作成し、速やかにホームページ等に掲載するものとする。

（守秘義務）

第7条 構成員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

（事務局）

第8条 検討会議の事務局は、北九州市都市整備局みどり公園課に置く。

2 事務局は、検討会議の運営に必要な事務を処理する。

3 都市整備局長は、必要があると認めるときは、市の他の部局の職員を事務局の事務に従事させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるほか、会議運営に関する事項は座長が定める。

（付 則）

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。